

外国株式信用取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外国株式信用取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 外国株式信用取引は、お客様に一定の保証金(委託保証金)を当社に担保として差し入れていただき、外国株券(※)、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等(以下「外国株券等」と言います。)の買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。なお、当社の外国株式信用取引では信用買建てのみ取り扱っており、信用売建ては取り扱っておりません。
- 外国株式信用取引は、国内の信用取引と異なり、「制度信用取引」は存在せず、「一般信用取引」として行われるものとなります。また、国内の信用取引とは利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約がありますので、ご注意ください。
- 外国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場での取引を対象としています。(ただし対象となる外国株券等の国内店頭取引は除きます。)
- 外国株式信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。特に、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場には値幅制限(ストップ高・ストップ安)がないため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があります。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

(※) 外国株券…この説明書では外国株券を中心に説明しておりますが、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等につきましても、基本的に取扱いは同じです。

手数料など諸費用について

- ・外国株式信用取引を行うにあたっては、本書面「手数料及びその他費用」に記載の取引手数料、及びその他諸費用(すべて米ドル)をいただきます。
- ・外国株式信用取引の買付けの場合、買付け代金に対する金利(米ドル)をお支払いいただきます。
- ・外国株式信用取引の売買等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

委託保証金について

- ・外国株式信用取引を行うにあたっては、別紙 1「外国株式信用取引の委託保証金の計算方法」に記載の委託保証金(有価証券により代用することが可能です。)を担保として差し入れていただきます。
- ・委託保証金は、売買代金の 50%以上かつ 30 万円相当額を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の金額(米ドル)が必要です。

また、有価証券により代用する場合の有価証券の種類、代用価格等は、別紙2「及び代用有価証券の種類、代用価格等」に定めるところによります。

- ・委託保証金の種類、委託保証金率、代用有価証券の種類及び代用有価証券の代用価格は当社独自の判断によって変更されることがあります。
- ・建玉（外国株式用取引のうち決済が終了していないものをいいます。以下同じ。）がある場合、使用可能保証金額が委託保証金率又は最低必要保証金額を下回る現金又は代用有価証券の引き出し等は受付けません。また、使用可能保証金額が委託保証金率又は最低必要保証金額を下回っている場合は、外国株式信用取引の新規買い、外国株券等の現物の買い（品受を含みます。）の注文も受付けません。

外国株式信用取引のリスクについて

外国株式信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、外国株式信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

- ・外国株式信用取引は外貨建てで行う取引であることから、外国株式信用取引による損益は外貨で発生します。そのため、お客様の指示により外貨を円貨に交換する際の為替相場の状況によって為替差損が生じるおそれがあります。
- ・外国株式信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、外国投資信託の受益証券、外国投資証券等の裏付けとなっている資産（以下「裏付け資産」（※1））といたします。）の価格や評価額の変動に伴い、外国株式信用取引の対象となっている外国株式等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・外国株式信用取引の対象となっている外国株式等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、外国株式信用取引の対象となっている外国株式等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- ・外国株式信用取引により売買した外国株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券等の価格が値下がり（円貨建ての代用有価証券等の場合は円安になる場合を含みます。）したりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、不足額を所定の期日までに当社に差し入れていただく必要があります。
- ・所定の期日までに不足額を差し入れない場合や、約諾書の定めによりその他の期限の利

益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉の一部又は全部を決済（反対売買又は品受）される場合もあります。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになります。

- ・外国株式信用取引の利用が過度であると当社が認める場合には、委託保証金率の引上げ、外国株式信用取引の制限又は禁止の措置等をとることがあります。

このように外国株式信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想と違った場合には、損失も大きくなります。したがって、外国株式信用取引を利用するときは、その仕組みをよく知り、お客様自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

外国株式信用取引は、クレーリング・オフの対象にはなりません

- ・外国株式信用取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

外国株式信用取引の仕組みについて

- ・外国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場している外国株券等を対象としており、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる取引です。ただし、外国株式信用取引によって行った売買の決済のために、当社が証券金融会社から買付代金を借り入れること（貸借取引）はできません。
- ・外国株式信用取引ができる銘柄は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場している外国株券等のうち、当社における銘柄の選定基準に基づき選定した銘柄となります。
- ・外国株式信用取引における返済期限及び金利は、その時々金利情勢等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されることになります（※2）。また、金利は、金利情勢等によって変動する場合がありますので、外国株式信用取引を利用されるお客様は当社にご確認ください。
- ・外国株式信用取引によって売買している外国株券等について株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によることとなりますので、この点についても、事前に当社にご確認くださいようお願いいたします。
- ・外国株式信用取引は、当社の与信管理の都合上、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を越えて外国株式信用取

引を継続することはできません。この点についても、事前に当社にご確認くださるようお願いいたします。

※1 裏付け資産が、外国投資信託、外国投資証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※2 その額は、その時々金利情勢等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

外国株式信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における外国株式信用取引については、以下によります。

- ・顧客に信用を供与して行う外国株券等に係る次の取引
外国金融商品市場等への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・外国株式信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理
- なお、外国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場している外国株券等を対象としていますが、同市場においては値幅制限（ストップ高・ストップ安）が存在せず、国内の金融商品取引市場と異なり、大きく値が動いた個別銘柄の取引を停止する制度がありません。

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・外国株式信用取引における配当落調整額は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。また、外国株式信用取引における配当落調整額は、確定申告による外国税額控除制度の適用対象にはなりません。
- ・外国株式信用取引に係る外国株式等の譲渡による利益（手数料、金利、その他諸費用を含め、それぞれの金額につき所定の方法により円貨換算したことによって生ずる為替損益がある場合には、当該為替損益を含みます。）は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・外国株式信用取引に係る外国株式等の譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外国株式信用取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、あらかじめ「外国株式信用取引口座設定約諾書」を差し入れていただき、外国株式信用取引口座を開設していただく必要があります。外国株式信用取引

に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。

- ・ 外国株信用取引口座を開設されるにあたっては、当書面、「外国株式信用取引口座設定約諾書」、「外国証券取引アカウント約款」及び「外国株式信用取引口座約款」を十分にお読みいただき、その内容をご理解いただいている必要があります。
- ・ 外国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- ・ 外国株式信用取引で注文なされる際は、必ず「外国株式信用取引」と明示してください。
- ・ お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。これに対して、外国株式信用取引によって買い付けた外国株券等については、このような分別保管の対象とはなっておりません。したがって、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り返済及び品受による外国株式信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、外国金融商品市場の株価等をもって金銭により清算を行っていただくこととなります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 当社は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場が売買停止（サーキット・ブレーカーの発動によるものを含む。）を行った場合における外国株式信用取引に係る未約定注文について、売買再開時において失効させる等の対応は行いません。ただし売買停止発生時点における未約定のご注文及び売買停止中に発注されたご注文については、取引所から注文が取消され、失効する可能性があります。失効となった未約定注文については、当社は再発注を行いません。
- ・ 注文された外国株式信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が交付されます。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社のカスタマーサポートへ直接ご連絡ください。

手数料及びその他費用

(1) 売買手数料

- ・ 米国市場に上場する株式・ETF の 1 約定/注文につき次の取引手数料がかかります。
約定金額に 0.3%（税込：0.33%）を乗じた金額（米ドル）
ただし、手数料の上限は 15 米ドル（税込：16.5 米ドル）とします。
手数料、その他お客様が当社にお支払いいただく金銭のお支払に際して、最低通貨単位未満の端数が生じることになった場合、その端数の取扱いについては、当社ウェブサイト上に記載しておりますので、そちらをご確認ください。
- ・ VIP コースの適用にあたっては、取引量及び建玉残高を基に以下のとおりコース判定し、信用取引金利を一般コースよりも低くいたします。詳細は当社ウェブサイトにてご確認

ください。

① 日次判定

毎営業日終了後に判定を行い、1 営業日の信用新規建約定代金が 3 万米ドル以上の場合、翌営業日の取引について VIP コースが適用されます。

② 月次判定

毎月 20 日（20 日が非営業日の場合、前営業日。）の営業終了後に判定を行い、判定時点の建玉が 30 万米ドル以上の場合、翌月初から月末最終営業日までの外国株式信用取引について VIP コースが適用されます。

(2) 諸費用

・信用金利

信用金利は、建玉の約定金額に対して受払いが発生するもので、買い建玉の場合はお客様が「買い方金利」を当社にお支払いいただきます。信用金利は、金利情勢等によるためその合計額又はその計算方法を表示することができず、その都度当社が定める金利となります。

なお、信用金利は、新規建玉の国内受渡日から決済の国内受渡日まで（土日祝祭日を含みます。）両端入力で、建玉金額に対して計算されます。信用金利が変更された場合、既存の建玉については、変更日から変更後の金利が適用されます。詳細につきましては、当社ウェブサイト上でご確認ください。

(3) その他

- ・外国株式信用取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。

外国株式信用取引の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）、外国株式信用取引は解除されます。

- ・ お客様が当社所定の手続きにより、解約の申し入れをされた場合
- ・ お客様が法令等、当社の定める各約款等に違反した場合
- ・ お客様が市場の公正な価格形成に弊害をもたらす取引注文を行っているとして当社が判断した場合
- ・ お客様又は代理人が反社会的勢力に該当すると当社が判断した場合
- ・ お客様の登録アカウントのお取引及び保護預り証券を含む全ての残高がなくなった後、相当期間が経過した場合
- ・ その他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合

当社の概要

商号等	株式会社 DMM.com 証券 金融商品取引業者 商品先物取引業者 関東財務局長（金商）第 1629 号
本店所在地	〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1
加入協会	日本証券業協会（協会員番号 1105） 一般社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145） 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会（協会員番号 480）
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	98 億円
主な事業	金融商品取引業 商品先物取引業 商品投資関連業（競走用馬）
設立年月	平成 18 年 12 月 6 日
連絡先	カスタマーサポート フリーコール：0120-961-522 月曜～金曜 8 時 30 分～21 時 00 分 （1 月 1 日を除き、土日以外の祝日を含む） E-mail： kabu-support@sec.dmm.com FAX：03-3517-3292

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒103-6010 東京都中央区日本橋 2-7-1
コンプライアンス部

電話番号：03-3517-3285

ファックス：03-6910-3016

E-mail：compliance@sec.dmm.com

（お電話での受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分 祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません）

ません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

令和7年4月28日 制定

外国株式信用取引の委託保証金の計算方法

外国株式信用取引口座では、外国株式信用取引口座開設後、最初の新規建注文の際に、米ドル又は有価証券(代用評価額)の合計で 30 万円相当額を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の金額(米ドル)が必要です。委託保証金率は 50%となり、建玉の総額に対して 50%以上の保証金(米ドル)が必要です。

また、最低預託率は 30%となります。建玉の評価損の拡大や代用有価証券の評価額の低下によって、当日終値を基準とした最低預託率が 30%未満となった場合には追加保証金(追証)の差入れが必要となります。一度発生した追証は、相場変動により自然に減少・解消することはありません。

【委託保証金の計算について】

外国株式信用取引口座では、お預りしている米ドル・外国株式等は、原則として現金委託保証金・委託保証金代用有価証券として取扱います。(代用有価証券の詳細については別紙 2「代用有価証券の種類、代用価格等」の項目をご参照ください。)。委託保証金はお預りしている現金(米ドル)及び委託保証金代用有価証券の代用価格(代用有価証券の時価総額×代用掛目)の合計金額となります。なお、当社の外国株式信用取引では円貨を委託保証金として差し入れることはできませんので、為替取引により円貨を米ドルに換えていただく必要があります。

すでに建玉を保有している場合、委託保証金から保有している建玉の評価損、未受渡の決済損、保有している建玉の取引手数料、信用金利、その他諸費用(以下「手数料諸経費」といいます。)を控除します(受取となるものについては考慮しません。)

また、保有建玉の反対売買により未受渡の利益が生じている場合、当該利益額を加算します。

(計算式)

$$\begin{aligned} \text{委託保証金} &= \text{米ドル} + (\text{代用有価証券の時価総額} \times \text{代用掛目}) + \text{未受渡の決済益} \\ &\quad - \text{未決済建玉の評価損} \times - \text{未受渡の決済損} - \text{未決済建玉の手数料諸経費} \\ \text{預託率}(\%) &= \text{委託保証金} \div (\text{建玉代金合計} + \text{注文中建玉代金合計}) \times 100 \end{aligned}$$

※ 未決済建玉の評価損益合計がマイナスの場合のみ差し引き、当該合計値がプラスの場合は 0 として計算いたします。

【増担保銘柄の取扱いについて】

- ・増担保とは、新規建玉に対する委託保証金が通常よりも多く必要となる規制です。個別銘柄における外国株式信用取引の利用が過度であると認める場合に、当社の判断により規制する場合があります。
- ・新規建玉に対する委託保証金率が引上げられ、一定比率以上の現金が委託保証金として

必要となり、増担保銘柄を新規建する場合、信用新規建余力があってもお取引いただけないことがあります。

- ・増担保銘柄を保有している場合、当社の定める委託保証金率以上の委託保証金を差入れている場合であっても信用新規建を行うことができない場合があります。

- ・増担保銘柄の委託保証金として差入れの対象となっている米ドルは、為替取引することや建玉の返済による損金に充当するために引き出すことができません。委託保証金から引き出すことのできる米ドルが受渡に必要な現金に満たない場合、不足分をご入金いただきます。ご入金いただけない場合、お預りしている有価証券を当社が任意で売却し、不足分に充当することがあります。

- ・増担保の発表が行われる前に発注された信用新規注文は、「失効」となります。

以 上

令和7年4月28日 制定

令和7年6月16日 改訂

代用有価証券の種類、代用価格等

委託保証金は、売買代金の 50%以上で、かつ 30 万円相当額を下回らない範囲で当社が定める米ドル額以上の金額が必要です。

また、有価証券により代用する場合の代用価格は、以下に掲げる有価証券等の種類に応じて、有価証券の前日時価にそれぞれの掛目を乗じた価格となります。

国内上場株券	70%以下
国内上場投資信託・上場投資証券	70%以下 (ETF、不動産投信など)
米国上場株券 (ETF ADR を含む)	60%以下 (時価が直近 (※) の場合は 70%)

NISA 口座で保有している株券については、代用有価証券の掛目は 0 % (代用差し入れ不可) となります。

(※) 時価が直近の場合とは、当社が各評価日の直前の現地営業日の終値又は基準価格を取得できた場合をいいます。時価が直近のものとならない場合としては、以下の場合等があります。ただしこれに限りません。

- ・外国株式等の現地営業日に終値等が公表されなかった場合
- ・合併、株式交換、株式移転、株式分割、株式併合（減資）等の権利処理の対象となった外国株券等の現地権利落ち日の翌現地営業日以降の当該権利処理の完了までの間

委託保証金率及び代用有価証券等の掛目については、市場の動向等により、当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

なお、当社の判断により代用有価証券等の掛目の変更又は除外（以下「掛目の変更等」といいます。）を行う事象は以下のとおりです。掛目の変更等を行う場合には、あらかじめその内容をご通知し、変更後の掛目（又は除外）の適用日につきましては、通知した日から起算して 4 営業日目（国内）の日といたします。ただし、下記③の事象の場合において、当社が必要と認めたときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものいたします。

- ① 株価が一定の水準を下回る状況が継続している場合又は流動性が乏しい状況が継続している場合の場合
- ② 当社での外国株式信用取引建玉状況や代用有価証券の預り状況に著しく偏りがみられる場合の場合
- ③ 特定の銘柄について、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想され、当該銘柄の時価が本来の株価水準を反映していないことから保証金としての適切な評価を

行うことができないと当社が認めた場合

なお、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等の事例としては、例えば、次のようなケースが想定されます。

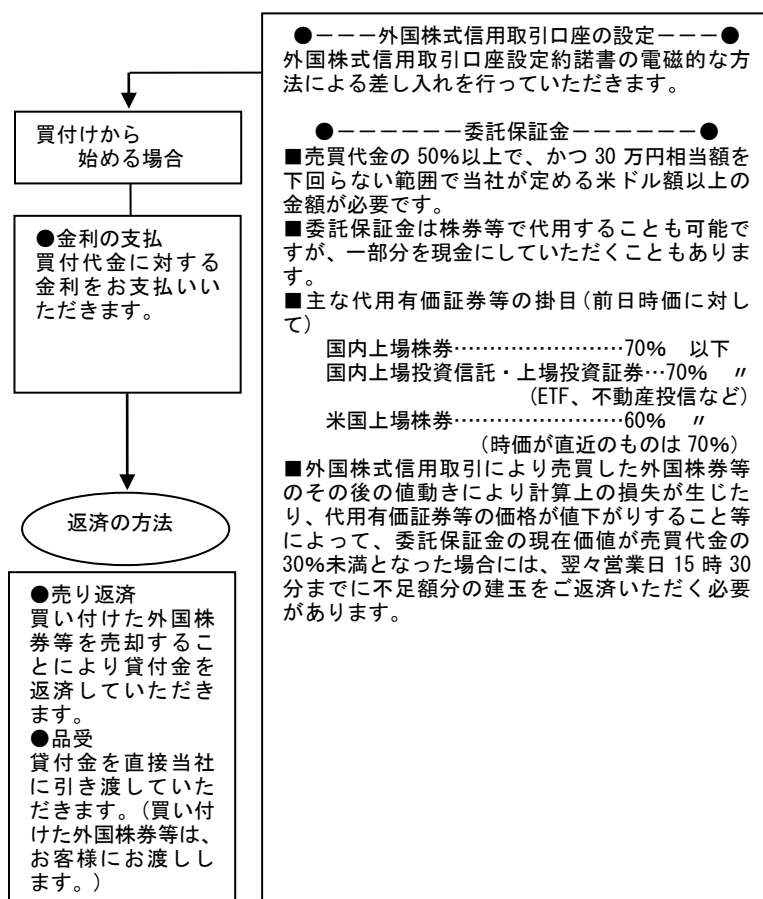
- ・ 重大な粉飾決算の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾されたとされる決算内容に基づき形成されていたと判断される場合
- ・ 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- ・ 突発的な事故等により長期にわたりすべての業務が停止される場合
- ・ 現地法令等に基づく処分又は現地法令違反に係る告発等により、すべての業務が停止される場合
- ・ その他上場廃止につながる可能性が非常に高い事象が発生した場合

代用有価証券の振替については、以下についてご注意ください。

- ① 当社でお預かりすることとなる国内株券等を買付する際は、すべて国内信用取引の代用有価証券となります。外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れる場合は、当該国内株券等の受渡後、お客様の指示により振替える必要があります。
- ② 国内株券等を外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れている場合、当該国内株券等を買増し又は売却することはできません。当該国内株券等を国内信用取引の代用有価証券へ振替えた後に買増し又は売却を行ってください。
- ③ 国内信用取引の預託率が 30%を下回るとき、委託保証金が 30 万円を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、国内信用取引の代用有価証券を振替えることはできません。また、外国株式信用取引の預託率が 50%を下回るとき、委託保証金が当社の定める 30 万円相当額以上の米ドル額を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、外国株式信用取引の代用有価証券を振替えることはできません。そのため、国内株券等を外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れている場合においても、外国株式信用取引の預託率が 50%を下回るとき、委託保証金が当社の定める 30 万円相当額以上の米ドル額を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、当該国内株券等を振替えることも買増し又は売却することもできません。

以 上

外国株式信用取引の基本的な流れ



注 1 外国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

注 2 金利等の取扱いについては、お客様と当社との合意によって決定されますので、事前に当社にご確認ください。

注 3 委託保証金率及び代用有価証券等の掛目については、市場の動向等により、当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。

注 4 外国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場している外国株券等を対象としていますが、同市場においては値幅制限（ストップ高・ストップ安）が存在せず、国内市場と異なり、大きく値が動いた個別銘柄の株価変動を制限する制度がありませんので、ご注意ください。

注 5 アメリカ合衆国の証券取引所の取引時間は、現地時間 9 時 30 分～16 時 00 分（日本時間 23 時 30 分～翌日 6 時 00 分（夏時間 22 時 30 分～翌日 5 時 00 分））となり、立会時間中に昼休みは設けられておらず、売買取引が中断されることはありません。

注 6 当社が提供する外国株式信用取引に係る株価の極端な急騰や急落等の情報については、取引ツール内において公表することいたしますので、ご確認ください。

以上
令和 7 年 4 月 28 日 制定

令和7年6月16日 改訂